

700

戰時體制下の鐵鋼政策

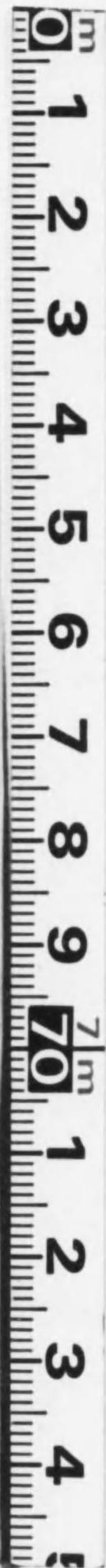
事業之世界社出版部

特248

990

世界—經濟特輯 (第五編)

35



始



特248
990

事業之世界社編

戰時體制下の鐵鋼政策

事業之世界社出版部



目次

- 一、飢饉招來の責任者……………一
- 二、伍堂前商相の五ヶ年計畫……………二
- 三、製鐵事業法の出現……………五
- 四、五ヶ年計畫・事業法の検討……………六
- 五、日滿一元統制問題……………九
- 六、鐵鋼自治統制問題……………一〇
- 七、近衛内閣の成立と吉野商相の登場……………一三
- 八、製鐵事業法の再提出……………一七

九、製鐵事業法案の成立……………二二

十、今後の製鐵國策の方向……………二五

附、製鐵事業法要綱

一、飢饉招來の責任者

昨年二月に於ける突發事件以後の吾國產業界は、之を契機として露呈し來つた軍備需要の老大化と、それに伴つて採られた處の馬場藏相による準戰時體制財政々策によつて一齊に急テンポの生産力擴充行進を開始し始めた。

其の結果として急激に増大せる鐵鋼需要は昨年末より今年當初にかけて猛烈なる鐵鋼爭奪戰を演じ此處に鐵鋼飢饉時代を現出するに至つた。

斯る情勢下に於て鐵鋼價格は奔騰に奔騰を告げ、昨年十月頃迄他の鋼材類の上昇にも拘らず仲力のにぶかつた、棒鋼類も俄然昇騰の一途をたどり十月の高價百圓に對して十一月は百十六圓十二月月央に百五十圓、末には百七十五圓の高價を示し、年を越へて本年一月には丸鋼ベース物二百三十圓臺を現出するに至つた。

其の後廣田内閣の崩壞、林内閣の出現によつて斯る状態は一時多少の沈靜を示したが吾國產業界の現状が生産力の急擴大を基調とする限り、當局の當面對策採用にも拘らず鐵鋼飢饉は深刻化し當面の最重要問題化するに至つた。Ⅱ之等の問題に關しては弊會出版「生産力擴充時代の鐵鋼國策」

(三) 屑鐵 (單位萬噸)				
		12年	16年	
所 要 量	製鋼 伸鐵 電爐 合計	用	268	192
		用	25	25
		計	25	25
供 給	內地 循環 輸入 合計	屑	80	100
		用	75	93
		計	163	75
		318	269	
(四) 鐵 鑛 石				
生 產 額	內 朝 鮮 硫 酸 滓	額	145	360
		地	58	140
		計	65	150
輸 入 額	輸 入 額	計	22	70
		計	383	567
		計	528	927

註 昭和十六年分朝鮮鐵鑛生產額中茂山貧鐵鑛八十五萬噸程度を見込みたる外は本邦貧鐵砂鐵の利用數量を含まず。

而して右伍堂氏五ヶ年計畫の樹立に對し、現在已に商工省の認可を得たる建設工作を見るに本年二月火入完了の日鐵八幡の千噸爐一基、日本鋼管四百噸爐一基以外に本年十月火入れ豫定の輪西三百五十噸爐、兼二浦三百五十噸爐鶴見製鐵三百五十噸爐以下昭和十六年迄に完成豫定のもの八幡千噸、釜石七百噸小倉製鋼三百五十噸中山製鋼三百五十噸、鋼管川崎六百噸、輪西七百噸廣畑七百噸がありこの鉄鐵合計年産額は三百三十一萬八千噸となり、以上各所の鋼塊生産高も十六年迄に完成

する増産分二百三萬二千噸、鋼材百七十一萬三千噸となり、其の他將來認可待期中のものもあるから伍堂氏の増産プランの遂行、實現は可能とされる譯である。

三、製鐵事業法の出現

五ヶ年計畫の發表によつて鐵鋼積極政策に乗り出した伍堂氏は一方に於て七十議會に製鐵事業法案を提出し、鐵鋼業を嚴重なる國家統制の下に置かんとした。

同法案の企圖する處は曩に失敗した日鐵中心主義合同策を放棄した商工當局が新に擡頭しつゝある準戰體制の下に強力統制體系を整へんとするもので、事業そのものを許可制となし、供給、販賣設備等に對して極めて強力なる統制權を要求して居る。又鐵鋼一貫、貧鑛、砂鐵等の助成も同法中に含ませてある。同法の要綱は左の如くである。

製鐵事業法要綱

(再提出に當り修正されたる條項のみ他は卷末參照)

第十八條 製鐵事業者鐵鋼ノ生産、販賣、輸出、輸入、移出若クハ移入又ハ命令ヲ以テ定ムル製

鐵原料ノ購入ニ關シ他ノ製鐵事業者ト統制協定ナシタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ届出ヅベシ 之ヲ變更シ又ハ廢止シタルトキ亦同ジ

第二十四條 政府第三條ノ許可又ハ第二十條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲サントスルトキハ製鐵事業委員會ノ議ヲ經ベシ、製鐵事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 製鐵事業者本法若クハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ又ハ法人ノ役員ノ解任ヲ爲スコトヲ得

同法案は小川商相時代に氏によつて立案されたもので從來の製鐵獎勵法に代置し、製鐵事業のみでなく鐵鋼界全般に亘る統制法案にて伍堂前商相は小川氏の案に多少の修正を加へて提出したものであるが、その強力なる統制を規定せる點に於て劃期的なるものにて大いに注目すべきものであつたが、それ等の點に於て七十議會にて猛烈な反對に會ひ遂に葬り去られて終つた。

四、五ヶ年計畫・事業法の檢討

前述の如く伍堂前商相は鐵鋼五ヶ年計畫、製鐵事業法案等によつて鐵鋼業の積極的統制増産に乗

出さんと企圖した。

乍併同氏に依る五ヶ年計畫は幾多の誤謬を内藏して居る。

先づ現下の生産力大擴大時代に際會して積極策の軌道に乗らんとするに、その五ヶ年計畫は餘りにも消極的に過ぎる憾が多い。

今後の鐵鋼需要の累増に對する見解に就ては諸説があり何れを正ともなし得ないが、過去數ヶ年の推移を見るに昭和七年の對前年需要増加は輸出内地合計四十一萬七千噸、八年八十四萬八千噸、九年五十二萬三千噸、十年六十二萬九千噸、十一年三十九萬六千噸を示して居り昭和七年の總需要二百三十四萬噸に對し十一年のそれは四百七十四萬三千噸と倍増して居る。

然るに伍堂氏のプランによれば十二年の五百萬噸需要に對し十六年六百二十萬噸にて増加額百二十萬噸一年平均三十萬噸の需要増見積りは餘りに過小であらう。

其他鋼材輸出量の釘付け、銑鐵増産額等何れを見ても今後の大消費時代の對策として當を得ざるものであり、依然として商工當局の消極策の傳統を脱し得て居ない。要するに五ヶ年計畫案と云ふも前記の如く各社の既認可設備の範圍を出でざるものにて單にそれ等設備の完成年度に従つて増産數量を算定したるに止り、其の面に於て見る限り何等積極策として見る可きものを有しない。

この伍堂氏の五ヶ年計畫プランは軍部民間各方面に於て過小なりとの評を受けたが、其の後に於て商工當局自身之に變更を加へねばならぬ程のものであつた。

次に製鐵事業法案に於て貧鐵砂鐵の處理に對して特典を附與せる事は極めて當を得たる策として歡迎せらる可きも、吾國鐵鋼事業の根本的難問題たる原鐵資源の將來に大なる役割を持つ之等事業に對し、單に鐵鋼一貫作業と同様免稅の特典を與へるのみでは到底不徹底のそしりをまぬがれ得まい。之の點に關しては相當思ひ切つた助成策を採用すべきである。

更に鐵鋼業全體に對する許可制に就ては漸くにして頑迷なる日鐵中心主義に依る壓迫より抜け出る事を得て發展の途に付かんとしつゝある民間製鐵業に對して、再び準戰體制の名の下に強力なる統制を加へんとするものにて、一步を誤れば統制の強壓の下に民間會社を萎縮せしめ、吾國の鐵鋼政策を再度邪道に陥入れるの危険を多分に持つて居る。

現時の鐵鋼界の狀況は瞬時も速に鐵鋼生産設備の擴充、生産量の増大を期しつゝある折柄、かゝる強力統制によるよりもむしろ懇篤なる指導の下に、民間事業家の創意を充分に活躍せしめ以て鐵鋼業の發展擴大を期す可きであらう。同問題に付ては後章參照。

五、日滿一元統制問題

鐵鋼飢饉、鐵價暴騰の鐵鋼界非常時はかへつて斯界の懸案を一舉に解決に向はしめんとして居る。

鉄鐵の日滿一元統制、鋼材の販賣統制問題も鐵鋼界多年の懸案である。

伍堂前商相は一方に專業法の提出、五ヶ年計畫の發表等生産方面の擴充、統制を策すると共に、鉄鐵、鋼材の販賣統制にも多くの關心を有し之が解決に乗り出さんとした。

日滿販賣統制の一元化については伍堂氏は日滿鉄鐵販賣會社の設立（鉄鐵のみならず鋼材をも含む）を企圖し、氏の昭和製鋼社長時代已に各方面とも折衝、大綱を決定して愈々具體化に入らんとした時氏の商工省入りとなつたものである。従つて右方針の下に着々工作を進めつゝあつたが、滿洲側に於ては、滿洲國內には一元販賣機關日滿商事があり、その上日滿一元共販會社の設立は日滿商事設立の趣旨に悖ると共に滿洲に對し日鐵の支配勢力が増大する事を恐れ、滿洲産業開發上支障ありとし、不同意の色を示したので遂に販賣會社案は行詰りとなつた。

乍併同問題はその儘に放置せらる可きものでなく、其の後日滿商事の滿洲國內統制確立と共に再

スタートとされたが、滿洲側は滿洲には一元統制機關日滿商事があり、内地側に於ても一元統制機關を樹立これと日滿商事との間に日滿鐵鋼統制を構成すべきを主張した。勿論理論的にはかくある可きであるが、又その方法が尤も容易であるが、實際問題として内地の一元統制機構の樹立はしかく簡單には解決し得ない情勢にある。そこで滿洲國側も一步を譲つて、滿洲に於る販賣統制は日滿商事が行ひ供給必要量に不足ある場合は日鐵が日滿商事に供給する（此の際は日鐵建値による）内地の販賣統制には日鐵に滿洲國側が協力するを提議、日鐵に於ても之に大體賛意を示して居り、日滿一元統制はこの上に構成される事とならうが、尙幾多の問題に特に指定商介在にあり之等の解決には相當の曲折が豫想される。

六、製鐵自治統制問題

伍堂前商相は製鐵事業法が第七十議會に於て握りつぶしとなるや、その努力を轉じて自治統制に向けしきりに同機構の確立を業者に慫慂し、當業者も亦之によつて製鐵事業法による強力統制を緩和せんと從來の行がりをすて一致して之が工作に邁進し始めた。

此問題に關する當業者の意見を代表するものに日鐵案と、日本鋼管案があつた。

先づ日鐵案によれば、現在の各種共販組合を根幹として日本鐵鋼聯合會の如き統制機關を作りこれによつて生産、販賣の統制、價格の決定等をなす。直屬指定商はもつと合理化して置く、執行機關として統制委員會を組織各鋼材分野を統制する參加會社の代表者をもつてメンバーとする。

之に對する日本鋼管案は、資本金一千萬圓程度の共販會社を設立、此の株式はメーカー五五%販賣業者四五%メンバーの製品は全部一定價格で共販が買取る。現在の指定商及び有力問屋は一切の販賣權を持つ、各社代表をもつて常務理事會を構成する。

であつて日本鋼管案の方が一步を進めて會社組織に迄行つて居り強力共販結成の建前より理想案とす可きであるが、斯る方法を取る時は日鐵としては現在の特殊關係を有する大取引業者方面に財閥關係の勢力を減殺するおそれが多いので全面的に賛成し兼ねる點をもつて居る。

結局此の問題に對する當業者の意嚮は聯合會結成に落付いたが、商工當局よりの諮問に對する鐵鋼協議會の答申案の要旨を掲げてその動向の大略を示す事とする。

第一 鐵鋼共販聯合會案の要旨（略）

- 一、統制組織の統轄機關として日本鐵鋼販賣組合聯合會を組織す。
- 一、聯合會は生産輸入、供給等に關する一般的事項並に價格に關する根本的方針を決定する外組

合で解決し得ざる紛争その他一切の問題を處理す。審議機關は組合参加の各社より若干名の委員を選出構成す。

一、聯合會は統轄下に左記品種（短尺、格落品其の他の發生品を含む）につきそれ／＼共同販賣組合を組織す。半成品（販賣向）棒鋼、型钢、線材、鋼板（厚板及び中板）薄板、鋳力、帶鐵鋼管。

- 一、組合の決議機關として理事會を置き販賣比率、豫定數量、値段其の他の一切の事項を決議する。
- 一、注文の蒐集は一切組合を通じて行ひ各社に割當てる。單獨販賣は特別の場合以外許さず。
- 一、組合は統制品種に付一定機關に輸入せしむる事を得、單獨輸入を許さず。
- 一、組合員の販賣比率は別に定む、當分の間は各社餘力に基き割當す。
- 一、聯合會及び組合の決議を公正に維持する爲監督權を有し帳簿の檢閲、工場の検査權を與へらる。

第二 消費者に對し適正なる價格を以て鋼材を配給する方策

- 一、配給機關として組合を組織する事。
- 一、配給機關の配給地域を定むる事。

一、右配給機關に對し共販組合に於て監視指導をなすこと等はその大綱をなすものと思惟す。

第三 屑鐵輸入方法改善の要旨

屑鐵の購入中特に重要なるは外國屑鐵なり、内地屑鐵は暫く現状の儘とし差當り外國屑鐵につき次の要項によりこれが輸入買付の統制を圖らんとするものなり。

- (一) 外國屑鐵の輸入を豊富且つ低廉ならしむる爲これが輸入を統制する目的をもつて繼續的に輸入屑鐵を使用する製鐵業者をして輸入屑鐵共同購買會を組織す。

(後略)

以上の要旨に基き着々自治統制案の完成に向つて邁進しつゝあり、要するに鐵鋼飢饉、鐵價奔騰等の鐵鋼界非常時は、又一方に製鐵業法の如き強力統制法の出現にも因由して、多年殆んど無統制に等しかつた鋼材販賣その他鐵鋼界全般に自治的統制完成の氣運を醸成し鐵鋼業者相協力して飢饉打開、非常時克服に向はんとしてゐる。

七、近衛内閣の成立と吉野商相の登場

林内閣瓦壞の後を承けて成立した近衛内閣の商相には且ての製鐵合同の立役者たりし吉野信次氏

の登場を見た。

吉野商相は就任に當つて賀屋藏相と財經政策につきて懇談、兩氏協力の下に近衛内閣の財政政策の基本たる所謂賀屋、吉野政策なる財經三原則の發表をなした。

この財經三原則 一、國際收支の適合 二、生産力の擴充に關する具體策 三、物資需給の適合 策 は新に前内閣の生産力擴充策に更に拍車をかけ吾國經濟の計畫性を増進せしめた。

斯る情勢の下に曾ての日鐵中心製鐵合同方針の本山の如き吉野商相が斯界に對し如何なる方針を採用するかは大いに注目をひいたが、商相は特に之に關して何等の聲明を發表せず大體に於て伍堂前商相の方針を踏襲する如くであつた。

乍然伍堂氏の五ヶ年計畫プランに對しては當時已に過小プランとして不評であつたものだが、吉野商相もその生産力擴充の見地より之が擴張の必要を認め、鐵鋼五ヶ年計畫一千萬噸プランの樹立を聲明した。併して同プランは鞍山、茂山、その他の貧鐵の處理、東北大久技等の砂鐵の大規模精鍊等によつて鑛石難を緩和、鋼材一千萬噸を生産しその中約三百萬噸を輸出にあてる、但しその大部分を機械、鋼管等完成品として輸出に基いて樹立されんとするものである。

此處に伍堂商相の五ヶ年五百萬噸プランは僅々半年を出でずして倍額に訂正されねばならなかつ

た。

一口に鋼材一千萬噸と云ふが製鍊設備は兎も角、原鑛石、スクラップ等の確得策は容易でない。鋼材一千萬噸生産に要する諸原料に付いて民間の權威者末兼要氏がかつて發表した數字を左に掲げて見る。

鋼材一千萬噸案

鋼材生産高	一〇、〇〇〇、〇〇〇噸
鋼所要高	一一、七五〇、〇〇〇噸 (八五%歩止り)
製鋼原料所要高	一一、五〇〇、〇〇〇噸 (九四%歩止り)
内譯製鋼屑	三七五、〇〇〇噸
壓延屑	一、二五〇、〇〇〇噸
市場屑	一、〇〇〇、〇〇〇噸
屑小計	二、六二五、〇〇〇噸
輸入屑	一、二八五、〇〇〇噸
屑合計	三、九一〇、〇〇〇噸 三一・五%

合金鐵

九〇、〇〇〇噸

製鋼主原料たる銑鐵の需給は

八、五〇〇、〇〇〇噸 Ⅱ六八・五%

製鋼用

八、五〇〇、〇〇〇噸

鑄物用

一、二〇〇、〇〇〇噸

計

九、七〇〇、〇〇〇噸

これに對して

滿洲銑鐵輸入

一、〇〇〇、〇〇〇噸

(するとして)

印度支那銑鐵輸入

七〇〇、〇〇〇噸

内、鮮、生産分

七、〇〇〇、〇〇〇噸

内地及朝鮮に於て銑鐵七、〇〇〇、〇〇〇噸を製産するとして銑鐵單位を平均五〇%とすれば銑鐵一噸に對して鐵鑛石一・八五噸を要する。

そこで、

鐵鑛の所要高

熔鑛爐用

一二、九五〇、〇〇〇噸

平爐用

一、五〇〇、〇〇〇噸

計

一四、四五〇、〇〇〇噸

此の外に貯藏すべき鐵鑛石を一千五百萬噸と見て、既貯藏高約三百萬噸差引一千二百萬噸を今後五ヶ年間に分割貯藏せねばならぬ。平均一ヶ年二百四十萬噸となる。

以上の如く所要鑛石一千四百四十五萬噸、貯藏用を合すれば一千六百八十五萬噸に上り、伍堂氏の發表した十二年度所要鑛石五百二十八萬噸の三倍に達する鑛石を必要とする。

今後五ヶ年間に約一千万噸の鑛石確得は例へば滿洲、支那南洋ブロック中鑛山の大開發によつて得らるゝとするも運送設備其の他より容易ならざるものであり、此處にも商工省が堅持する銑鋼一貫作業方針が當面必ずしも妥當ならざる事の一例を見得らるゝ。

八、製鐵事業法の再提出

伍堂前藏相によつて七十議會に提出され遂に成立に至らなかつた製鐵事業法案は、其の後當業者

の猛烈な反対にも拘らず吉野商相によつて特別議會に再提出に決定した。同問題に對する民間の反対意見として表明されたるものは大體左の如くである。

製鐵事業法答申案（鐵鋼協議會）

- 一、製鐵事業法案第十、十一條の砂鐵並に貧鐵處理獎勵を單に免税のみに止らず積極的獎勵助長策を講ぜられたきこと。
- 一、業法第二十、二十二條の公益規定の項に關しては法の運用につき過當とならざるやう特に慎重なる注意を拂はれたきこと。
- 一、製鐵事業法委員會は三條、二十條の規定に於てのみ開催されることとなつて居るが第二十五條をも包含されたき事。
- 一、工場監檢、帳簿調査等の諸點及び法人役員を解任する件は法文中より削除。
- 一、軍事上の命令事項に關しては補償規定を設けられたき事。
- 尙協議會の委員會に於てアウトサイダーの意見として第六條の一貫作業（一つ場所に於て十萬噸）に關し策を得ずとして之に關する意見書を答申案の一部として併出に決定。
- 一、現在の我國製鐵事業は原鐵石は總需要の八割を屑鐵は同じく六割を海外より輸入に仰ぐ現状

である。然も鉄鋼一貫作業と云ふ建前から屑鐵からの製鋼を一擲し鐵石から全部製鋼へと轉換せんとするには原鐵石の消費量は倍加するのでさなきだに世界的に船舶不足を叫ばれてゐる折柄のこととて高運賃は別問題とするも輸送能力の不足は一層深刻となり時節柄不當である。

- 一、更に又鐵石そのものとしても海外資源を目當とするものであり、支那の如き本年二月から對日鐵石の輸出許可制を公布し以て輸出數量の制限を行つてゐるがそれによれば過去三ヶ年の對日輸出數量を平均せるものを一ヶ年の輸出數量と決定してゐる。その結果は昨年が百三十八萬噸、一昨年九十萬噸、一昨年八十八萬噸、この平均百萬噸が一ヶ年對日輸出數量である。従つて今年昨年の輸出よりも三十萬噸を減少さる。

一、更に南洋鐵石も果して何の程度まで輸入の可能性があるか以上の諸點を綜合して見る時は今後鐵石の輸入も手放しに樂歡は許されぬ。

一、これに對し東洋南洋に於ける文化の發展は今後これ等の方面の鐵鋼需要増加と共に屑鐵の發生する數量は現に漸増傾向にあり、然も同方面の屑鐵は日本の獨占分野に屬す。

一、かかる見地からせば單に形式的に鉄鋼一貫作業の名目に捉はれること必ずしも我國現下の製鐵事業を發展せしむるものでなく原鐵石の點よりすればむしろ將來の事業を窮屈化するもので

あるから鉄鋼一貫作業に對しては特に當局の再考を促さんとするものである。

この業法改正の要望の外に愈々特別議會に近く提案見合せの要望がなされて居る。其の主旨は今日生産力擴充の時代に際會して鐵鋼生産力の急擴大を要する時同業法は何等これに對して積極的意圖なく寧ろ之を阻害するが如き點を有する事、業界に自治的統制の氣運強く市價統制も巧に行はれんとする折柄徒らに強力なる監督法規による必要なく、新なる業界の實情に即して眞に製鐵國策の根幹となる可き法案を再編制、制定すべきである、にある。

之等當業者の反對にも拘らず商工當局は特別議會に再提出と決定したが、當初の伍堂案の無修正方針を變更左の諸點を修正提出した。

製鐵業法改變趣旨

許可制の實施は製鐵事業の健全なる發達のため是非共必要であるから改正しない。

公益上必要な場合鐵鋼の供給數量販賣價格等について變更を命ずる事は業者の營業を束縛し損失を來す恐れありとの反對に對してはもし斯る事實が發生すれば政府が補償する事とする。但し條文に規定せず。

改變要點

一、第十八條 製鐵事業者鐵鋼の生産、販賣、輸出、輸入、移出入に關し他の製鐵事業者と統制協定をなしたる場合政府に届出づべき事」の中一他の製鐵業者」とあるを削除する。従つて第十條の「製鐵事業者」とあるも削除する。改正の主旨は統制の範圍を擴大して國際カルテル販賣業者にも及ぼさんがためである。

一、第二十四條 政府の許可に依る處分を爲さんとするときは製鐵事業委員會の議を経べきこととあるを不許可の場合にも委員會の議を経べきこととした。

一、第二十五條 「製鐵事業者本法若しくは本法に基きて發する命令又はこれに基きてなす處分に違反し又は公益を害する行爲をなしたるときは」とあるを「公益を害する行爲」削除して罰則の適用範圍を縮小した。

一、第三十一條 「當該官吏又は其職に在りたる者本法に依る職務執行に關し知得したる個人又は法人の業務上秘密を漏洩しまたは竊用したるときは一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す」の一項挿入。

斯くて愈々特別議會に提出される事となつたが當業者が要望した諸點に付多少緩和されたが「役員解任問題」「補償規定問題」に付ては遂に入れられなかつた。同法案修正後最後の當業者の意見書

は左の如くである。

鐵鋼協議會意見書

——七月二十九日臨時總會決定——

製鐵業法案については去る三月三日該案を内示されて以來慎重審議し鐵鋼業者として希望意見を具申せるところ、今回の特別議會提案に際しては業者希望の一部を取入れ修正されたとはいへ修正案意見就中「役員解任問題」「補償規定問題」等に關しては採用もれとなつたことは甚だ遺憾とするところである。惟ふに本法案の成立は本邦製鐵業の將來のため不可避とするもこれが實施の斯業に及ぼす影響は頗る甚大なるものあるにつき本法案成立後はこれが運用には特に深甚なる注意を加へられ斯業の發展を阻害することなきよう特に留意されたし。

九、製鐵事業法案の成立

特別議會を前にして突如として起つた北支事變は、その前途の豫則困難にして吾國の非常時色は一段と濃化し官民一致時局の打開に當る事が要望され、吾國の諸政策は漸く準戰體制より純戰體制へと移行せんとし、諸方面の統制強化は不可避的情勢を展開、かかる事態の下に、特別議會に提出

された諸法案は何れも相當に劃期的統制案なるに拘らず何れも無事通過するに至つた。

斯る氣運の裡に製鐵事業法も左の如き修正と附帶決議を付して通過、八月十三日公布された。

製鐵事業法修正條項

第二十一條の次に左の一條を設け原案第二十二條以下順次繰下げ、

一、政府は第二十條第二項または前條の規定により爲したる命令により生じたる損失につき勅令の定むるところにより補償を爲すことを得。

付 帶 決 議

- 一、政府は速かに時局に對應すべき積極的増産計畫を樹て鐵鋼國策の根本確立に努むべし。
- 一、政府は砂鐵及び貧鐵の使用につき速かに適切なる助成計畫を樹てこれが原料價值を確實にしその使用を増大せしむるやう最善の方法を講ずべし。
- 一、政府は鐵鋼界の現狀に鑑み販賣機構の改正を斷行し需給の圓滑をはかり不當なる中間利益の獲得を阻止するやう努力すべし。
- 一、政府が本法により監督權を行使するに當りては當業者の企業心を萎縮せしむることなきよう萬全の注意を拂ふべし。

斯くて業界未曾有の強權的法案も時局の勢に乗つて無事通過公布されたが、斯る強權的法案を擁して、商工當局者が過去の如き誤れる認識をもつて業界にのぞむときはかへつて角をためて牛を殺すの結果を招來する恐れがありその運用には充分當業者の意見を尊重して、慎重なる態度をもつて當らねばならない。

業法の重要項目たる鐵鋼業の許可制は、鐵鋼業の全面的發展の爲と云はれて居るが必ずしも妥當なる策と云ひ得ない。今日の如き鐵鋼不足時代には充分民間當業者の創意を發揮せしめ生産力の大擴張を策し、これに對する助成方策を採る可きで、許可制の如き寧ろ生産過剩時代の採用策と云ふ可く、官僚的緩テンポによる許可遷延は再度吾が鐵鋼業を萎縮せしむる恐れがある。

今日迄に於て見るも生産設備の擴張、建設の合理的遂行に於て官僚支配下の日鐵とアウトサイダー諸社とを比するに、日鐵は遂にアウトサイダー諸社に一步を譲らざるを得ぬ實績を示して居る。

特に役員解任、監督權の強化其他細かな命令權の規定は決して企業の助成、發展に役立ちはないで、むしろ企業心の萎縮を招來するの結果が豫測される。

十、今後の製鐵國策の方向

以上見來つた如く吾國の鐵鋼業界は生産力の大擴張、大發展期に當面し居るにも拘らず之に對する適確なる製鐵國策の決定し居らざるは甚だ遺憾とせねばならぬ。

徒らに強力な法規の制定に専念するよりも原礦の確得、製練設備、方法の研究、その他原料難の打開等に就き十分なる施設、方策を確立製鐵業發展の基礎を樹立、當業者を指導す可きである。

併るに當局者は過去の誤れる日鐵中心主義より漸くにして脱し得たかと思へば今また統制經濟の名に酔ひ、法規の制定にのみ走つて當面の業界の實情に即した對策の樹立を忘れ、始終を逆轉したるかの觀がある。

吾が國の今後の鐵鋼需要數量がどの程度の増加力を示すかについては相當色々の説があるが、少くとも五ヶ年計畫に於て吉野商相が示せる如く五ヶ年後一千萬噸之れすら過小なりの評が多い。位の計畫の樹立は極めて必要である。

この鋼材一千萬噸生産については既述の如く末兼氏の計算によれば貯藏用をも含んで鑛石所用高一千六百八十五萬噸を要する。而も尙滿洲鉄二百萬噸、印度或は支那鉄七十萬噸を輸入して之

に對して現在の所貧鐵、砂鐵等の利用をも含めて五ヶ年後に供給し得る内鮮鐵石合計はせい／＼五百五十萬噸から六百萬噸を出でざる程度であると云はれて居る。すると貯藏用鐵石を除いても尙八百五十萬噸から九百萬噸程度の鐵石を海外から輸入せねばならない。最近南洋方面の鐵石に着眼して二三開發に努めつゝあり、此の方面の鐵石は相當有望視されて居るが、かりに南洋方面に於ける鐵石の採掘が急速に進展したとしても之が輸送機關たる船舶の不足は如何ともなし得ない状態にある。|| 鐵石五百萬噸輸送には六千噸級貨物船一二〇隻を要する、現在吾國は己に船腹不足状態にあり併も造船能力は向ふ三ヶ年の受註を擁して居る|| 然らば當然鐵石確得難に遭遇せねばならず鉄鋼一貫作業の理想的方策も遂に破綻に陥入らねばならない。

吾國に取つて南洋方面の鐵石に着目する事は必ずしも拙策に非ず、輸送能力さへ許すならば運賃採算其の他決して諸外國の鐵石輸送に比し不利ではないが遺憾ながら急速に用に立てんとするには前記の如き状態にて多額の増加は望み得ない。之は之として更に他の策を採らねばならぬであらう。

一般に最も注目され吾國に於て比較的自由に利用し得るものに滿洲の鐵鋼資源がある。その埋藏量は鞍山以下主要鐵産地のみにて合計十二億噸と云はれる。だが之等は多く貧鐵であり、併も運輸

の便を缺く地にあるためこれが鐵石としての運輸は甚だ不利なる状態にある。よつて此の方面に於る製鐵設備の擴張に努め、鉄鐵、或は半製品として内地に輸入するの方策等現下の極めて適切なる一策と思惟される、|| 之に關しては他日又折を得て詳論したし||

時は將に北支事變たけなはにして官民國を擧げて一致協力の要望される秋である。己に事業法が公布された以上之が運用に就き最善を期し許可すべきには迅速に、又幸ひに同法中に含まれたる砂鐵、貧鐵處理の助成等は可及的最善方法を採り、他方滿洲方面の開發に意を用ひて官民協力鐵鋼非常時の打開に努力すべきであらう。

製鐵事業法 (主要項目)

- 第一條 本法ハ産業ノ發達及國防ノ整備ヲ期スル爲本邦ニ於ケル製鐵事業ノ健全ナル發達ヲ圖ルコトヲ目的トス
- 第二條 本法ニ於テ製鐵事業ト稱スルハ銑鐵鋼鐵鋼材(鍛鋼品及鑄鐵品ヲ含ム)其ノ他ノ鐵鋼ノ製造及之ニ附隨スル副生物ノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ 前項ノ副生物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 製鐵事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受ク可シ但シ命令ヲ以テ定ムル製鐵事業ニ付テハ此ノ限りニアラズ本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 製鐵事業者其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ
- 第六條 一ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ一年十萬圓以上ノ製鐵能力及一年十萬圓以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス
- 第七條 第三條ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ前條ニ規定スル設備ヲ新設シタル製鐵事業者ニハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ十五年間其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス 以下略
- 第九條 第三條ノ許可又ハ第五條ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内

- ニ一ノ場所ニ於テ一年五千二百五十圓以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シ又ハ増設シタル鍛鋼品又ハ鑄鋼品ノ製造事業者ニハ第七條ノ規定ヲ準用ス 第三條ノ許可又ハ第五條ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年二千五百圓以上ノ製鐵能力ヲ有スル設備ヲ新設シ又ハ増設シタル低燐銑鐵製造事業者、坩堝製鋼事業者及電氣製鐵事業者ニ付亦前項ニ同ジ
- 第十條 第三條ノ許可又ハ第五條ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ砂鐵又ハ命令ヲ以テ定ムル鐵鑛ノ製鍊ヲ目的トスル特殊設備ヲ新設シ又ハ増設シタル製鐵事業者ニハ其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付第七條第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス
- 第十一條 砂鐵又ハ前項ノ鐵鑛ヲ配合シテ製銑ヲ爲ス製鐵事業者ニハ配合割合ニ應ジ其ノ製鐵事業ニ付本法施行ノ日ヨリ十五年間命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除ス
- 第十八條 製鐵事業者鐵鋼ノ生産、販賣、輸出、輸入、移出若シクハ移入又ハ命令ヲ以テ定ムル製鐵原料ノ購入ニ關シ統制協定ヲ爲シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ届出ツベシ之ヲ變更シ又ハ廢止シタルトキ亦同ジ
- 第十九條 前條ノ統制協定ヲ爲シタル者ノ爲其ノ統制協定ニ基キ共同販賣其ノ他共同ノ目的ニ達スルニ必要ナル事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル事項ヲ政府ニ届出ツベシ
- 第二十條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ製鐵事業者ニ對シ鐵鋼ノ供給數量、販賣價格又ハ販賣條件ノ變更其ノ他鐵鋼ノ需給ノ圓滑又ハ價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事項ヲ命ズル事ヲ得

第二十一條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ製鐵事業者ニ對シ製鐵ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ

特殊設備ノ施設、命令ヲ以テ定ムル製鐵原料ノ保持其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズル事ヲ得

第二十二條 政府ハ第二十條第二項又ハ前條ノ規定ニ依リ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ニ付勅

令ノ定ムル所ニ依リ補償ヲ爲ス事ヲ得

第二十三條 政府ハ製鐵事業者ニ對シ其ノ業務ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル

命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得 政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ製鐵

事業者ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ヲ臨檢シ帳簿、書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セ

レムルコトヲ得 以下略

第二十五條 政府第三條ノ規定ニ依ル處分又ハ第二十條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ製

鐵事業者委員會ノ議ヲ經ベシ 製鐵事業者委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 製鐵事業者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルト

キハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ又ハ法人ノ役員ノ解任ヲ爲ス

コトヲ得

第三十二條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人

ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

昭和十二年十二月三十日印刷
昭和十三年一月五日發行

【定價二十錢】

編者 事業之世界社調查部

橫濱市中區藤棚町一ノ六一

發行者 三枝文雄

東京市芝區田村町二九

印刷者 宮内一郎

前驛・野上・京東

泉 榮 埜 岡

八二四四・七二四四 } (谷下) 話電
〇七一九・九二四四 }
27095 京東替振

三 SANKYO 共
カセカラ糖衣錠
婦人の便秘に
類似品あり
三共製品と指定を乞ふ
東京・室町 三共株式会社
（一〇〇人六〇錠 五〇〇人二四一五錠）
三共製薬株式会社

終

78
5